

掛 川 市 公 告

掛川市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する第12条第1項の規定に基づき公告し、併せて同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理結果を次のとおり公告します。

また、変更後の掛川市農業振興地域整備計画書を同法第13条第4項で準用する第12条第2項の規定に基づき掛川市役所において縦覧に供する。

令和8年6月24日

掛川市長 久 保 田 崇

意見書の要旨及び当該意見書の処理結果

意見書の提出なし